

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付は申請不要**です
- ▶ **8月頃**、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

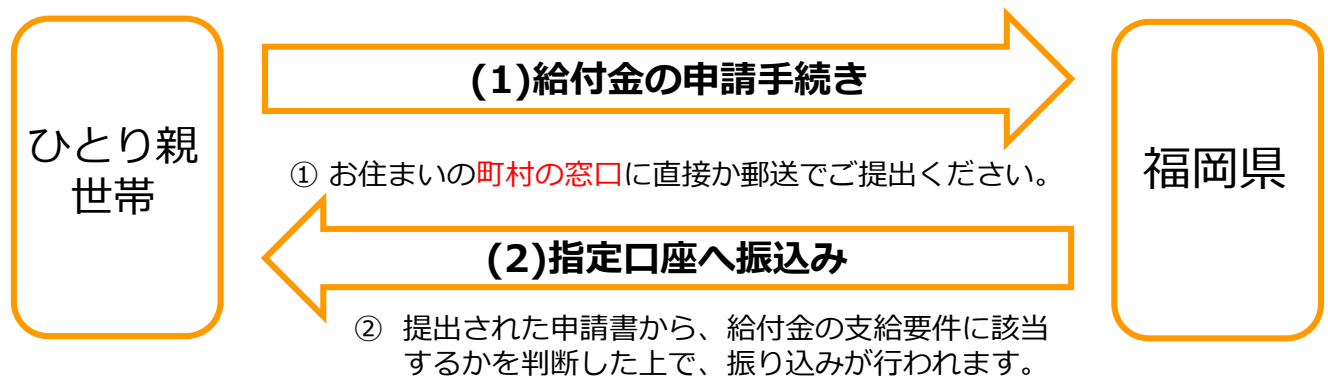
【ご注意ください】

- ※ 給付金を**希望しない**場合は、**令和2年8月11日（火）**までに給付金受給**拒否**の届出書をお住まいの町村の窓口_{（1）}に提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

- ▶ **追加給付は申請が必要**です
- ▶ 定例の現況確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。申請内容を確認して**可能な限り速やかに**振り込みます。

それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付・追加給付ともに申請が必要**です
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



お問い合わせ先

お住まいの町村役場「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口、又は福岡県福祉労働部児童家庭課児童扶養手当係 電話：092-643-3259



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。